

杉並区立コミュニティふらっと条例施行規則を公布する。

令和 2 年 6 月 9 日

杉並区長 田 中 良

杉並区規則第 5 2 号

杉並区立コミュニティふらっと条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、杉並区立コミュニティふらっと条例（令和 2 年杉並区条例第 1 8 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(休館日)

第 3 条 コミュニティふらっとの休館日は、別表第 1 のとおりとする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第 4 条 コミュニティふらっとの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、開館時間を臨時に変更することができる。

(抽選申込み)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項の規定によりコミュニティふらっとの施設を使用しようとする者で、次の各号のいずれかに該当するものは、あらかじめ、使用を希望する旨を区長に申し出ること（以下「抽選申込み」という。）ができる。

(1) 16 歳以上の者で次のいずれかに該当するもの

- ア 杉並区（以下「区」という。）内に住所を有している者
- イ 区内の事務所又は事業所に勤務している者
- ウ 区内の学校に在学している者
- エ 区内の団体に所属している者

(2) 別に定めるところにより、あらかじめ杉並区公共施設予約システム（電子

計算組織により施設の使用の申請等の事務を自動的に処理するシステムをいう。以下「予約システム」という。)の利用者登録を行った団体で、構成員(代表者を含む。)の1人以上が前号に該当するもの

- 2 抽選申込みは、別表第2に規定する抽選申込期間内に抽選申込書(第1号様式)を区長に提出することにより行わなければならない。ただし、予約システムによる抽選申込みは、別に定める手続によるものとする。
- 3 区長は、前2項の規定により抽選申込みを行ったものの中から、使用予定者を決定するものとする。この場合において、使用の希望が重複した場合は、抽選により使用予定者を決定するものとする。

(使用の申請)

第6条 条例第4条第1項の規定によりコミュニティふらっとの施設等の使用の承認を受けようとする者は、別表第3に規定する使用の申請期間内(備付器具にあつては、施設の使用の申請の時から備付器具を使用する時まで)に使用申請書(第2号様式)を区長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3項に規定する使用予定者が条例第4条第1項の規定による区長の承認を受けようとするときは、別表第2に規定する使用の申請期間内(備付器具にあつては、施設の使用の申請の時から備付器具を使用する時まで)に使用申請書を区長に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、条例第4条第1項の規定によるコミュニティふらっとの施設の使用の申請を予約システムにより行おうとするときは、別に定める手続によらなければならない。

(使用の承認)

第7条 前条第1項の規定による申請があつたときの使用の承認は、申請の順序とする。ただし、同時に申請があつたときは、抽選により決定するものとする。

- 2 区長は、前条第2項の規定による申請があつたときは、使用を承認するものとする。
- 3 区長は、条例第4条第1項の規定によりコミュニティふらっとの施設等の使用を承認したときは、使用承認書(第3号様式)を交付する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、予約システムによるコミュニティふらっとの施設

の使用の申請については、別に定める手続により承認するものとする。

(使用時間)

第8条 コミュニティふらっとの施設等の使用時間は、使用の承認を受けた時間とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

2 前項の使用時間を延長しようとするときは、使用時間延長申請書（第4号様式）を区長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、使用の申請を行うときに限り、使用申請書をもって使用時間延長申請書に代えることができる。

3 前項の規定にかかわらず、予約システムによる使用時間の延長の申請は、別に定める手続によるものとする。

(備付器具の使用料)

第9条 条例第5条第2項に規定するコミュニティふらっとの備付器具及びその使用料は、別表第4のとおりとする。

(使用料の納付期限の特例)

第10条 使用者の事情により、条例第5条第3項に規定する納付期限までに使用料を納付することができない場合で、区長が相当の理由があると認めたときは、使用者は、区長が指定した日までに使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 条例第6条の規定による使用料の減額又は免除は、次のとおりとする。

(1) 区が自ら行政目的のために使用するとき 免除

(2) 官公署が直接公益のために使用するとき 5割

(3) 公共的団体が直接公益のために使用するとき 5割

(4) 区との共催で行う事業のために使用するとき 免除

(5) 区の後援で行う事業のために使用するとき 5割

(6) 前各号に定めるもののほか、区長が特に必要と認めたとき 免除

2 前項の規定は、使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、適用しない。ただし、入場料等の額（使用者が入場者1人から徴収する金額のうち最高のものをいう。）が5,000円以下の場合については、この限りでない。

3 第1項の規定による使用料の減額又は免除を受けようとするときは、あらかじめ

め、使用料・利用料金減額・免除申請書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

（使用の取消し）

第12条 使用者は、使用の取消しをしようとするときは、使用承認取消申請書兼使用料・利用料金還付請求書（第6号様式）に使用承認書（予約システムによる使用の承認を受けたときは、別に定めるところにより交付された使用確認書）を添えて区長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第13条 条例第7条ただし書に規定する特別の事由は、次に掲げる場合をいい、それぞれ全額を還付することができる。

- （1） 天災地変等によって使用することができなくなったとき。
- （2） 使用者の責任によらない理由で使用することができなくなり、区長が相当の理由があると認めたとき。
- （3） 区の都合によって使用の承認を取り消したとき。
- （4） 使用者が、使用日の7日前までに使用の取消しを申し出て、区長が相当の理由があると認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、使用者がコミュニティふらっとの施設を使用しなかった場合は、備付器具の使用料は、全額還付する。

3 使用料の還付を受けようとする者は、使用承認取消申請書兼使用料・利用料金還付請求書を区長に提出しなければならない。

（使用の承認の取消し等）

第14条 条例第9条の規定により、コミュニティふらっとの施設等の使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用条件を変更したときは、使用承認取消・使用停止・使用条件変更通知書（第7号様式）により、使用者に通知するものとする。

（行為の禁止）

第15条 コミュニティふらっとにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 所定の場所以外において火気を使用すること。
- （2） 許可なくしてコミュニティふらっと内において、飲食物その他の物品を販

売し、又は陳列すること。

(3) 許可なくして広告物を掲示し、又は配布すること。

(4) 他人が嫌悪し、又は他人に迷惑となるような服装又は行為をすること。

(5) アルコール又は薬物の影響により管理上支障があると認められる者が入館すること。

(6) 許可なくして他の室に入ること。

(7) その他区長が管理上必要と認めて禁止した事項

(備付器具の返還)

第16条 使用者は、使用終了後直ちに係員に連絡し、備付器具を係員の立会いの上返還しなければならない。

(指定管理者の指定方法等)

第17条 条例第15条第1項に規定する規則で定める方法は、特別の事情があると区長が認める場合を除き、公募による方法とする。

2 条例第15条第2項の規定による申請は、指定管理者指定申請書（第8号様式）に次に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。

(1) 事業計画書

(2) 定款その他これに類する書類

(3) 法人にあつては、登記事項証明書

(4) 集会施設又はこれに類する施設の管理に関する業務実績を記載した書類

(5) 収支予算書、収支決算書その他の経営状況に関する書類

(6) 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、区長は、指定管理者の指定期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた別に定める書類を審査し、かつ、条例第15条第3項各号に掲げるもののほか、管理の業務の実績、事業の継続性等を総合的に勘案して、現指定管理者に引き続き管理を行わせることが相当と認めるときは、公募をしないで現指定管理者を区議会の議決を経て指定管理者に指定することができる。

(事業報告書)

第18条 条例第18条に規定する事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の業務の実施状況
- (2) 管理する施設等の使用状況
- (3) 利用料金の収入状況その他の管理の業務に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(備付器具の利用料金)

第19条 条例第20条第3項に規定するコミュニティふらっとの備付器具及びその利用料金は、別表第5のとおりとする。

(指定管理者に関する準用規定)

第20条 第3条ただし書、第4条ただし書、第5条、第6条第1項及び第2項、第7条第2項及び第3項、第8条第2項、第10条、第11条第1項及び第3項、第12条、第13条、第15条並びに別表第2付記1ただし書及び別表第3の規定は、条例第13条の規定により指定管理者が管理の業務を行う場合について準用する。この場合において、第3条ただし書及び第4条ただし書中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、区長の承認を得て」と、第5条、第6条第1項及び第2項、第7条第2項及び第3項並びに第8条第2項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第10条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「第5条第3項」とあるのは「第20条第4項」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「区長」とあるのは「指定管理者」と、第11条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「条例第6条」とあるのは「条例第20条第6項において読み替えて準用する条例第6条」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同項第6号中「区長」とあるのは「指定管理者」と、同条第3項中「使用料の」とあるのは「利用料金の」と、「区長」とあるのは「指定管理者」と、第12条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第13条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「条例第7条ただし書」とあるのは「条例第20条第6項において読み替えて準用する条例第7条ただし書」と、同項第2号及び第4号中「区長」と

とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第3項中「使用料の」とあるのは「利用料金の」と、「区長」とあるのは「指定管理者」と、第15条第7号並びに別表第2付記1ただし書及び別表第3中「区長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(使用料の徴収に関する読替え)

第21条 条例第16条第2項の規定により区長が使用料を徴収する場合における第9条及び別表第4の規定の適用については、第9条中「別表第4」とあるのは「別表第5」と、別表第5中「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

(別に定めのある団体に係る抽選申込み等)

第22条 第5条から第7条までの規定にかかわらず、区長が別に定める団体に係るコミュニティふらっとの施設の抽選申込み、使用の申請及び使用の承認については、区長が別に定める。

(委任)

第23条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年1月5日から施行する。ただし、第17条から第21条まで、別表第1（杉並区立コミュニティふらっと永福に係る部分に限る。）及び別表第5の規定は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

名称	休館日		
	定例休館日	年始	年末
杉並区立コミュニティふらっと阿佐谷	毎月第1木曜日及び第3木曜日	1月1日から同月4日まで	12月28日から同月31日まで
杉並区立コミュニティふらっと東原	毎月第1火曜日及び第3火曜日	1月1日から同月4日まで	12月28日から同月31日まで
杉並区立コミュニティふらっと馬橋	毎月第1木曜日及び第3木曜日	1月1日から同月4日まで	12月28日から同月31日まで
杉並区立コミュニティふらっと永福	毎月第1木曜日及び第3木曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和	1月1日から同月4日まで	12月31日

	23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日に当たるときは、その日後その日に最も近い祝日法に規定する休日でない日(土曜日及び日曜日を除く。))		
--	---	--	--

別表第2 (第5条、第6条、第20条関係)

抽選申込期間		使用の申請期間
限定登録団体抽選申込期間 (別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体で、区長が別に定めるもののみが抽選申込みを行うことができる期間をいう。以下同じ。)	一般抽選申込期間	
使用日の属する月の3月前の月の15日の午前10時から23日の午後8時まで	使用日の属する月の2月前の月の1日の午前10時から9日の午後8時まで	1 限定登録団体抽選申込期間内に抽選申込みを行った使用予定者 使用日の属する月の3月前の月の24日の午前10時から末日の午後8時まで 2 一般抽選申込期間内に抽選申込みを行った使用予定者 使用日の属する月の2月前の月の10日の午前10時から14日の午後8時まで

付記

- 1 抽選申込期間及び使用の申請期間(以下「抽選申込期間等」という。)の初日が休館日であるときは、特に定めがない限り、その日後その日に最も近い休館日でない日を抽選申込期間等の初日とする。ただし、抽選申込期間の初日が年始の休館日であるときは、区長が別に定める日とする。
- 2 抽選申込期間等の終日が休館日であるときは、特に定めがない限り、その日前その日に最も近い休館日でない日を抽選申込期間等の終日とする。

別表第3 (第6条、第20条関係)

区分	使用の申請期間		
	区が自ら行政目的のために使用するとき、区との共催で行う事業のために使用するとき又は区長が特に必要と認	区内に住所を有している者、区内の事務所若しくは事業所に勤務している者、区内の学校に在学している者又は	その他の者が使用する とき。

	めたとき。	区内の団体に所属している者が使用する とき。	
使用日が1月から3月までの間にある場合	使用日の属する年の前年の6月1日の午前10時から使用日まで	使用日の属する月の2月前の月の27日の午前10時から使用日まで。ただし、区長が連続して使用する必要があると特に認めたときは、3日を限度として、使用日の初日の3月前の月の1日の午前10時から使用日まで	使用日の属する月の2月前の月の27日の午前10時から使用日まで
使用日が4月から9月までの間にある場合	使用日の属する年の前年の12月1日の午前10時から使用日まで		
使用日が10月から12月までの間にある場合	使用日の属する年の6月1日の午前10時から使用日まで		

付記 使用の申請期間の初日が休館日であるときは、特に定めがない限り、その日後その日に最も近い休館日でない日を使用の申請期間の初日とする。ただし、使用の申請期間の初日が年始の休館日であるときは、区長が別に定める日とする。

別表第4（第9条関係）

名称	備付器具	使用料	
杉並区立コミュニティふらっと阿佐谷	ビデオプロジェクター	1日	200円
杉並区立コミュニティふらっと東原	電子ピアノ	1日	200円
	ビデオプロジェクター	1日	200円
杉並区立コミュニティふらっと馬橋	ビデオプロジェクター	1日	200円

別表第5（第19条、第21条関係）

名称	備付器具	利用料金	
杉並区立コミュニティふらっと永福	電子ピアノ	1日	200円
	ビデオプロジェクター	1日	200円

抽選申込書

年 月 日

宛

申込者 住 所
氏 名
電 話 ()

以下のとおり、杉並区立コミュニティふらっと を使用したいので、抽選申込みをします。

	施 設 の 名 称	使 用 年 月 日	時間帯区分/時間	使 用 目 的	人 数
使用内容	集会室等	年 月 日 ()	午前 ・ 午後① 午後② ・ 夜間		
		年 月 日 ()	午前 ・ 午後① 午後② ・ 夜間		
		年 月 日 ()	午前 ・ 午後① 午後② ・ 夜間		
		年 月 日 ()	午前 ・ 午後① 午後② ・ 夜間		
		年 月 日 ()	午前 ・ 午後① 午後② ・ 夜間		
	楽器練習室	年 月 日 ()	時から 時まで		
		年 月 日 ()	時から 時まで		
		年 月 日 ()	時から 時まで		
		年 月 日 ()	時から 時まで		
		年 月 日 ()	時から 時まで		
使用団体	団 体 の 名 称		代 表 者		

注 時間帯区分の午前は午前9時から正午まで、午後①は午後1時から午後3時まで、午後②は午後4時から午後6時まで、夜間は午後7時から午後9時までとする。

使用申請書

年 月 日

宛

申請者 住 所
氏 名
電 話 ()

以下のとおり、杉並区立コミュニティふらっと の使用を申請します。

	施 設 の 名 称	使 用 年 月 日	時 間 帯 区 分 / 時 間	使 用 目 的	人 数	使 用 料 利 用 料 金
			延長する場合の使用時間			
使 用 内 容	集 会 室 等	年 月 日 ()	午前・午後① 午後②・夜間 時 分から 時 分まで			円
		年 月 日 ()	午前・午後① 午後②・夜間 時 分から 時 分まで			円
		年 月 日 ()	午前・午後① 午後②・夜間 時 分から 時 分まで			円
		年 月 日 ()	午前・午後① 午後②・夜間 時 分から 時 分まで			円
		年 月 日 ()	午前・午後① 午後②・夜間 時 分から 時 分まで			円
	楽 器 練 習 室	年 月 日 ()	時から 時まで			円
		年 月 日 ()	時から 時まで			円
		年 月 日 ()	時から 時まで			円
		年 月 日 ()	時から 時まで			円
		年 月 日 ()	時から 時まで			円
備 付 器 具 の 使 用		あり ()・なし				
使 用 団 体		団 体 の 名 称				
		代 表 者				

注 時間帯区分の午前は午前9時から正午まで、午後①は午後1時から午後3時まで、午後②は午後4時から午後6時まで、夜間は午後7時から午後9時までとする。

使用承認書

年 月 日

様

印

以下のとおり、杉並区立コミュニティふらっと の使用の承認をします。

	施設 の 名 称	使 用 年 月 日	時 間 帯 区 分 / 時 間	使 用 目 的	人 数	使 用 料 利 用 料 金
			延長する場合の使用時間			
使 用 内 容	集 会 室 等	年 月 日 ()	午前 ・ 午後① 午後②・夜間 時 分から 時 分まで			円
		年 月 日 ()	午前 ・ 午後① 午後②・夜間 時 分から 時 分まで			円
		年 月 日 ()	午前 ・ 午後① 午後②・夜間 時 分から 時 分まで			円
		年 月 日 ()	午前 ・ 午後① 午後②・夜間 時 分から 時 分まで			円
		年 月 日 ()	午前 ・ 午後① 午後②・夜間 時 分から 時 分まで			円
	楽 器 練 習 室	年 月 日 ()	時から 時まで			円
		年 月 日 ()	時から 時まで			円
		年 月 日 ()	時から 時まで			円
		年 月 日 ()	時から 時まで			円
		年 月 日 ()	時から 時まで			円
備 付 器 具 の 使 用		あり () ・ なし				
使 用 団 体	団 体 の 名 称					
	代 表 者					

注 時間帯区分の午前は午前9時から正午まで、午後①は午後1時から午後3時まで、午後②は午後4時から午後6時まで、夜間は午後7時から午後9時までとする。

使用時間延長申請書

年 月 日

宛

申請者 住 所
氏 名
電 話 ()

以下のとおり、杉並区立コミュニティふらっと の使用時間の延長を申請します。

承認年月日	年 月 日		
使用団体	団体の名称		
	代表者		
施設の名称	使用年月日	延長内容	
	年 月 日 ()	変更前	時 分から 時 分まで
		変更後	時 分から 時 分まで
	年 月 日 ()	変更前	時 分から 時 分まで
		変更後	時 分から 時 分まで
	年 月 日 ()	変更前	時 分から 時 分まで
		変更後	時 分から 時 分まで
	年 月 日 ()	変更前	時 分から 時 分まで
		変更後	時 分から 時 分まで
変更後の使用料・利用料金		円	
既納使用料・利用料金		円	
追加する使用料・利用料金		円	

第5号様式（第11条、第20条関係）

使用料・利用料金減額免除申請書

年 月 日

宛

申請者 住所
氏名
電話 ()

以下のとおり、杉並区立コミュニティふらっと の使用料・利用料金の減額免除を申請します。

使用年月日	年 月 日 ()	
時間	時 分から 時 分まで	
施設の名称		
使用団体	団体の名称	
	代表者	
使用目的		
減免の理由		

使用承認取消申請書兼使用料・利用料金還付請求書

年 月 日

宛

申請者 住 所
氏 名
電 話 ()

以下のとおり、杉並区立コミュニティふらっと
の 使用承認の取消しを申請します。
使用料・利用料金の還付を請求します。

承認年月日	年 月 日	
使用団体	団体の名称	
	代表者	
施設の名称	使用年月日	時間
	年 月 日 ()	時 分から 時 分まで
取消理由		
使用料・利用料金 納付額	円	
還付請求額	円	
備考		

注 提出の際には、「使用承認書」又は「使用確認書」を添えてください。

第 号
年 月 日

使用承認取消・使用停止・使用条件変更通知書

様

印

年 月 日第 号をもって承認した杉並区立コミュニティふらっと

の使用について、下記のとおり 使用承認の取消し
使用の停止 をしたので、通知します。
使用条件の変更

記

承認年月日	年 月 日
決定事項	使用承認の取消し・使用の停止・使用条件の変更
決定内容	
理由	

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

指定管理者指定申請書

年 月 日

杉並区長 宛

申請者	所在地	
	名 称	
	代表者	印

下記のとおり、杉並区立コミュニティふらっとの管理に関する業務を行いたいので、杉並区立コミュニティふらっと条例第15条第2項の規定により申請します。

記

- 1 管理を行う施設の名称

- 2 管理を行う施設の所在地

- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 定款その他これに類する書類
 - (3) 法人にあつては、登記事項証明書
 - (4) 集会施設又はこれに類する施設の管理に関する業務実績を記載した書類
 - (5) 収支予算書、収支決算書その他の経営状況に関する書類
 - (6) 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
 - (7) その他区長が必要と認める書類